

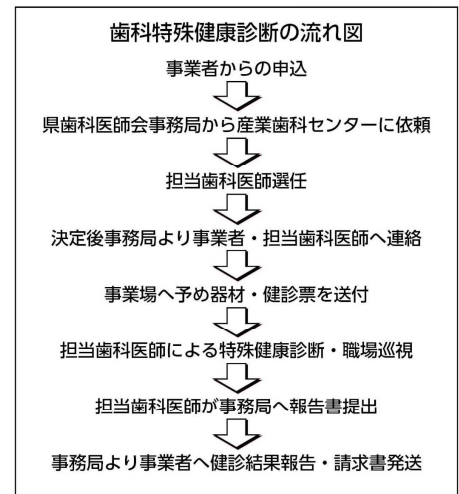
## Q & A

Q. 事業所から歯科健診の依頼を受けました。どう対応したらいいのでしょうか？

A. まず、依頼された歯科健診が「むし歯や歯周疾患」についてのものか、「労働安全衛生法（安衛法）」の歯科健診かを確認します。「むし歯や歯周疾患」についてのものなら自己判断で決めてください。

安衛法の健診は法律に定められた歯科特殊健康診断（特殊健診）です。「むし歯や歯周疾患」の健診とはまったく異なります。これを行うには歯科特殊健診について知識が必要です。また、健診結果について責任も生じますので慎重に対応してください。

安衛法にかかわる歯科健診を行うとなった場合は、まず、奈良県歯科医師会事務局に連絡してください。右図は、事業所から歯科医師会に健診依頼があり、それを先生方にお問い合わせする場合のものです。お尋ねの件については、健診受託部分以外の手順は同じです。ご参照ください。



Q. 歯科特殊健診と普通の歯科健診とは、どう違うのですか？

A. 普通の歯科健診は、その人の平常時の個人的な健康問題について診査し、予防、対策を行おうとするものです。特殊健診は、事業所の業務、有害物質など、事業に係わる非個人的要因によって起こる健康問題について診査し、積極的に労働者の健康確保のため対策を行おうとするものです。

安衛法は労働者の安全と健康の確保を目的とする法律ですが、その入り口として、事業者に対し特殊健診の実施を義務づけています。法で厳しく規定される特殊健診は、個人的な問題について行われる普通の歯科健診とは異質のものです。具体的な健診法などについては、このマニュアルをご覧ください。

特殊健診では、結果によっては事業所の業務遂行に影響が出ることがあり、補償問題が生じることもあります。事業所から特殊健康診断を委託された歯科医師には、相応の道義的、社会的責任が生じることになります。

Q. どんな事業所が歯科特殊健診をしなければいけないのですか？

A. 特殊健診の対象となるのは、一定の有害業務に常時、従事する労働者がいる事業場です。対象有害業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他、歯及びその支持組織に有害なもののガス、蒸気、粉じんが発散する場所における業務です。そのような業務に常時従事する労働者に対して健康診断が行われます。

そのような事業場の事業者（事業を行う者で、労働者を使用するもの）は、その業

務に雇い入れの際、配置換えの際、その後6ヶ月以内ごとに1回（つまり、年2回以上）定期的に歯科医師による健康診断を行います。事業者にとって50万円以下の罰則付き義務です。

※健康診断の頻度については、「化学物質の取り扱い作業のリスクが低いと判断される場合には、事業者の判断で、年に1回とすることが出来る」となることが想定されています。

## Q. 歯科特殊健診では何をみればいいんですか？

A. 法令が指定する化学物質によって口腔領域に起こると想定される症状、すべてを対象として診査することになります。その症状はその人の仕事が原因となって起こったものに限ります。「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯及びその支持組織に有害なもの」が指定されている化学物質です。

具体的には、塩酸、硝酸など具体名の挙がっている物質を取り扱う人たちが健診対象となります。とくにその問診において、塩酸、硝酸など以外の物質を扱っていれば、それが「その他」の物質となります。業務に関連して、口腔領域に症状を現す可能性のある物質はすべて「その他」ということになります。「その他」については本文及び資料5を参照してください。

「酸蝕症検診」という人がいます。「酸蝕症をみれば良い」という考え方によるものですが、これは「その他」を無視した法令違反の健診ということになります。また、むし歯の場合は、むし歯をみつけて治療、あるいは予防指導をすれば一段落ですが、歯科特殊健康診断は、事業場内にある有害要因によって起こる健康影響から労働者を守ることが大きな目的になります。そのために、労働衛生管理という考え方が必要です。

歯科健康診断も労働衛生管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）の一環として行われます。労働衛生管理の詳細は本文をみてください。「酸蝕症の数だけ数えて終わる」ような検診は、事業所にとっても、労働者にとっても迷惑なことです。

## Q. 健診をやって何も所見がないときは、どうしたらいいのでしょうか。

A. 有害作業にかかわっている労働者に「異常所見がない」ということは一つの大きな所見です。そのとおりに、「歯科健康診断を行いました、取り扱っている化学物質による健康障害所見はみられませんでした。今のところ、作業環境管理、作業管理が順調に行われているものと思われまます」のように話します。これを「健康の確認」と言います。

通常、事業場で取扱う化学物質と健康障害の因果関係はわかっています。日頃、それらは、労働衛生管理というシステム（3管理；作業環境管理、作業管理、健康管理）で管理されています、あるいは、管理されているはずですが。

歯科健診は、その3管理の中の主に健康管理部分を担当していますが、健康管理は常に作業環境管理、作業管理にもかかわりながら行われています。仮に、健診をやって何も異常がないことが確認されれば、それは、歯科領域から見て、作業環境管理、作業管理が順調に機能していることを示しています。つまり、「所見がない」ことは

労働衛生管理が順調に行われているという意味ある「所見」となります。反対に、健診で異常所見がみつかったときは、3管理システムのどこかに問題があったということになります。その時は、歯科の立場から3管理にかかわりながら、原因、対策を考えることとなります。

**Q 酸蝕症なんて、もう見られなくなって聞きましたが**

A. 酸蝕症は、作業環境、作業方法の改善に伴い、減少あるいは軽症化、あるいは見られなくなっています。酸蝕症の現れ方も多様化しています。重症の酸蝕症だけイメージして診査しても酸蝕症は見えないことが多くなりました。要は、見える範囲の酸蝕症をみれば良いのですが、考え方だけはきちんと心得ておく必要があります。

「酸蝕症は見られない」という人たちの一つの特徴は、安衛法の歯科健診は酸蝕症（重症の酸蝕症）をみつけるための検診と思いついでいることです。昔は、むし歯を見つけるだけの「むし歯検診」が行われていましたが、時代が変わり、むし歯が激減し、現在は本来の「歯科健康診断」が行われるようになっていきます。同じように、かつて労働基準法（労基法）に歯科健診があった時代（昭和29～47年）は酸蝕症を見つめるための検診でしたが、安衛法制定（昭和47年）以降は、労働衛生管理の一部を担当する歯科健康診断へと変わりました。

かつての「酸蝕症検診」時代の感覚を引きずっている人たちが、酸蝕症を見つけるだけの検診を行い「重症酸蝕症が見られない」と言っていることが多いように思います。彼らの検診は、問診なし、職場巡視なし、健康管理なし、安衛法は見たことがないといった状態で行われています。彼らは、軽度、中度の酸蝕症はもちろん、酸蝕症以外の口腔領域の症状もすべて見逃しています。

歯科健診において、酸蝕症は視野に入っていますが、その検出だけが目的ではありません。目標は、歯科という専門領域から、有害要因に囲まれている労働者への健康影響を防ぎ、労働者の健康確保を目指すことです。

**Q 問診といわれても、何を聞いていいのかわかりませんが**

A. 健康診断は、必ず問診から始まります。具体的には、歯科特殊健診票（参考資料6, 7）の記載項目にしたがって問診すればスムーズに進みます。健診票の上の方の項目から順に質問して、メモしていきます。健診票の項目以外の質問に脱線してもかまいません。わからない業務用語などは、被験者に尋ねて教えてもらいます。素人の質問でかまいません。健診時間のほとんどは問診に費やすこととなります。

問診が一段落したら、口腔の診査を始めます。診査は、問診を続けながら、あるいは問診で聞いたことを確認するような形で行います。気になることは何でも問診することで良いのですが、慣れてきたら、2管理（作業環境のこと、作業のこと）について聞くようにすると、さらに状況を理解しやすくなります。3管理のことなどは、本文を参照してください（p.17?）。

**Q 歯の酸蝕症の特徴について教えてもらえますか**

- A. 酸蝕症の症状からみた一つの特徴は、酸蝕症はむし歯のような窩洞ではなく、表面的な欠損であるということです。その他の特徴は、本文の鑑別診断（表4）をみてください。歯の酸蝕症とは、細菌（プラーク）がかかわることなく、酸が歯の表面に直接接触することで起こる歯の表面の脱灰ないしは欠損をいいます。このような酸蝕症の中で、その労働者の業務に起因するものだけが対象となります。飲食物などによる酸蝕症のように、その労働者の業務に関係のないものは対象外です。

言葉ではこのように定義できますが、実際には紛らわしい症状が多くみられ、しばしば診断に迷うこととなります。鑑別診断（表4）を見直しながら、慎重に確認してください。写真を撮れば、症状の確認や、わからないときは複数の歯科医師の意見を聞くこともできます。

職業性酸蝕症の予防対策にプラークコントロールはまったく関係ありません。職業性酸蝕症の予防は、作業環境管理（作業場の空気状態の管理）、作業管理（作業のやり方、保護具の管理）対策が中心となります。これも歯の酸蝕症の特徴といえます。

**Q. 職場巡視は、必ずしなければいけませんか？**

- A. 必ずということはないのですが、職場の状況（作業環境、作業方法など）を知らずに職業性疾病を診断するのは無謀です。職場巡視は指導することではありません。職場をみる大きな理由は、口の中だけみても、それが業務に起因する症状か否かの判断ができないことです。3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）のうちの「作業環境管理」と「作業管理」の具体的なところは職場巡視をしないとわかりません。指導ではなく、「現場をみせてもらう」ということで巡視（見て回る）します。

化学物質にかかわる労働衛生管理では、次の3つの管理（3管理）が行われています。

- ①作業場の空気を正常に保つための管理（作業環境管理、最も重要）。
- ②作業のやり方、マスクなど保護具の管理（作業管理、次に重要）。
- ③健康影響の有無を調べ健康を確保するための管理（健康管理、①②の確認）。

です。これらの優先順位は①②③の順番です。①と②の状況は問診と職場巡視で把握します。その意味で、職場巡視は必ず行うべきものです。職場巡視のやり方は本文を参照してください。

**Q. 職場巡視といわれても、自信がありません。**

- A. 職場巡視は指導するために行うものではありません、作業環境管理と作業管理の様子を見せてもらうことが目的です。それらの情報を得ることです。したがって、「自信」は必要ありません。自信のある歯科医師はいません。素人の立場で作業現場をみせてもらいます。事業所も、歯医者さんが労働衛生の専門家とは思っていません。

初めはわからないことばかりですが、現場を見ること、実感することに大きな意義があります。そんな状態で、何度か巡視をやっているうちに次第に慣れてきます。必ず随伴者がいますから、わからないことは何でも質問します。

具体的には、初めは4 Sをみる（気にする）ようにするのも一つの方法です。4 Sは整理、整頓、清掃、清潔のことです。「労働安全衛生は4 Sに始まり、4 Sに終わる」といわれるように、安全衛生対策の目安になります。とくに整理、整頓が大切です。4 S不良の作業場は労働災害が起こる可能性が高いと考えます。

少し慣れてきたら、これに2管理（作業環境管理、作業管理）を加えてみます。そんな感じでやっている内に少しずつ問題点がみえてきます。数年後、様子がわかってくると、事業所側から「ぜひ、職場をみてください」と言われるようになるかもしれません。

**Q 健診で使用する健康診断票は決まっていますか？**

- A. 法で決められたようなものはありません。歯科医師が記入する「歯科特殊健康診断票」については、特殊健診に適したものを使うようにします。特殊健診では問診が中心になり、また診査項目も特殊ですから、問診に適した、あるいは有害業務に相当する項目を診査できるものであることが大切です。問診結果をメモできるような余白も必要です。

奈良県歯科医師会では、歯科特殊健康診断票を用意しています（参考資料6，7）。健診票は、歯科医師の責任で記載し、記載内容を管理します。この健診票は、法定の健康診断個人票（様式第5号）及び報告書（様式第6号の2）の原本となります。労働者の個人情報ですから、事業所で保管してもらいます。

事業所はこの健診票をもとに法定の健康診断個人票等を作成します。法定個人票は5年間の保存義務があります。歯科医師が記入する特殊健康診断票（原本）は、個人症状の経過をみるために必要となることがありますので、できるだけ長く（5年以上）保管してもらおうようにします。

**Q. 事業所から酸蝕症の予防について指導してくれるよう依頼されました。どうしたらいいでしょうか。**

- A. これは安請け合いしないでください。むし歯や歯周疾患についての歯科保健指導はブラークコントロール（ブラッシングなど）が中心で、これを得意とする歯科医師も多いと思います。しかし、労働衛生管理の手法は歯科保健指導の手法と共通点はほぼありません。的外れの予防指導は事業所の労働衛生管理活動に混乱を来すこともあります。

歯科健診、問診、職場巡視を続けていると、3管理のこと、保護具のこと、換気装置のことなどがだんだんわかってきます。そのようになってから引き受けるようにします。困ったときは、複数の歯科医師の意見や専門家の意見を求めてください。あるいは、奈良県歯科医師会に相談してください。

**Q. 歯科特殊健康診断をするには、日本歯科医師会の研修を受ける必要がありますか。**

- A. 法的には、そのような義務等はありません。法的には、歯科医師であれば誰でも特殊

健康診断を行うことができます。しかし、労働衛生について知識がない歯科医師が特殊健診を行うことは、知識的にも、技術的にも不可能です。歯周疾患検診の延長線で特殊健診を行うと事業所に思わぬ迷惑をかけることにもなります。実際に、そのような事例が問題を起こしたことがあります。

事業所には健康診断の実施義務が課せられていますが、とくに有害業務については、業務遂行上、特殊健診を行うことが要件になっており、健診結果によっては業務をやめる労働者も出てきます。そのような特殊健診は、労働衛生管理について一定の知識を持った歯科医師だけが行うことができるものです。

**Q. 有害な業務に従事する労働者が50人未満ならば、特殊健診をやらなくてもいいんですか？**

**A.** 労働者数50人未満でも、歯科医師による（特殊）健康診断を行う必要があります。有害業務に従事する者が1人であっても特殊健診を行います。

かつて、「労働者数50人未満の事業所は、健康診断を行っても、健康診断結果報告書（様式第6号）を労働基準監督署長へ提出する義務がない」とされていた時代がありました。これが誤解を招いたようです。

現在は、50人未満の事業場も健診結果の報告義務があります。特殊健診を実施すること、個人健診票（様式第5号）を作成し、5年間保存すること、労働者数にかかわらず健康診断結果報告書（様式第6号の2）を所轄労働基準監督署長に提出する義務があります。

**Q. 事業所の担当者が、塩酸を週に1回ぐらい、数ミリリットルしか使ってないので、特殊健診をやる必要はないと言ってますが**

**A.** 歯科特殊健診を行う必要があります。法令では、健診対象となる化学物質の量を規定していません。微量であっても、「ばく露」（本文コラム参照）の可能性があれば健康診断を行う必要があります。それらの化学物質が微量でも有害性を示す可能性があるからです。たとえば、逆に、ほぼ密閉状態で扱う作業でばく露の可能性がなければ、健康診断は必要ないということになります。

また、その化学物質が通常の業務内で使われているのであれば、頻度にかかわらず「常時、使用」とみなされるのが普通です。「たまにしか使わない」、「少量しか使わない」は、通常、健診をやらない理由にはなりません。一般的に、法的にその措置をやるべきか否か迷ったときは、労働衛生専門官が判断することもあります。通常は、労働者にとってどちらが有益かという判断基準で対応することをお勧めします。

**Q. ある事業所の労働者が健診票をもって、歯科特殊健診を受けたいとやってきました。どうしたらいいでしょうか。**

**A.** 持ってきた健診票によって、次のような場合が考えられます。

1) 歯科医師が記入する「歯科特殊健康診断票（歯科医師用）」を持ってきた場合

2) 事業者が記入する法定の「健康診断個人票 (様式第 5 号)」を持ってきた場合  
 ※事業所が所轄監督署長に提出する「有害な業務に係わる歯科健康診断結果報告書 (様式第 6 号の 2)」を持ってくることはないものと想定します。

1) 「健診票 (歯科医師記入用)」を持ってきた場合

労働者が持ってきた「健診票」が適切なものであれば、それを使って健診します。特殊健診用として適切なものではないときは、奈良県歯科医師会が作成した「歯科特殊健康診断票」(奈良県歯科医師会ホームページからダウンロードできます)を使って健診をします。記入した健診票が「歯科特殊健康診断結果の原本」となります。

歯科医師による健康診断	
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名	
歯科医師の意見	
意見を述べた歯科医師の氏名	

図 A 「様式第 5 号」の歯科部分

①健診後

労働者へ、記入した健診票、あるいはそのコピーを渡し、事業所で、その健診票を基に「様式第 5 号」を作成するよう指示します。

②事業所にある「様式第 5 号」の記載について

後日、事業所から email などで問い合わせをしてもらい、確認後、事業所に記載してもらいます。電話ではなく記録が残る email 等が適当です。

図 A (様式第 5 号) の「歯科医師による健康診断」欄は、異常なし、要観察、要治療など、「歯科医師の意見」

欄は、就業上の措置 (就労区分) について歯科医師の意見として記入してもらいます (本文参照)。

健康診断実施機関の名称	
健康診断実施機関の所在地	

③事業所にある「様式第 6 号の 2」の記載について

図 B は、「様式第 6 号の 2」の歯科医師が関係しそうな部分です。後日、事業所から連絡をもらう形で、以下のようにします。

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容	
労働安全衛生法施行令第 22 条第 3 項に掲げる業務に従事する労働者数		□□□□人 右に詰めて記入する
受診労働者数		□□□□人 右に詰めて記入する
所見のあった者の人数		□□□□人 右に詰めて記入する

図 B 有害な業務に係わる歯科健康診断結果報告書 (様式第 6 号の 2)

上欄の「健診実施機関名」と「所在地」は、それを事業所に伝えて、記入してもらいます。

下欄、「取扱有害物質」と「業務内容」については、酸にかぎらず、その被験者が扱っている化学物質すべてとその業務内容を記載します。これは事業所がそれらを把握していれば、その内容を、把握していなければ、歯科医師が問診で聞き取った内容を記載してもらいます。

その下の欄、「有害業務に従事する労働者数」、「受診労働者数」、「所見のあった者の人数」は事業所に記載してもらいます。②と同様に、電話ではなく、記録が残る email 等が適当です。

2) 「様式第 5 号」を持ってきた場合 (図 A)

- ①様式第5号は、本来、事業者が作成（記入）すべきものであることを労働者に説明します。
- ②歯科医師は、基本的に、奈良県指定の健診票（歯科医師用）を使って健診します。これが様式第5号の原票となります。
- ③様式第5号を持ってきたということで、「歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名」と「意見を述べた歯科医師の氏名」欄に署名します。
- ④健診で記録した「健診票（原票）」（あるいはそのコピー）を来院者に渡し、事業所で、上記「1）の②」のように、健診原票を基に様式第5号に記入してもらいます。健診原票は個人情報ですから事業所で保管してもらいます。その他、不明のことなどは、email等で連絡してもらいます。

（注 1）歯科医師が「様式第5号」、「様式第6号の2」の事項を全部記入することは可能かもしれませんが、法的には、事業者が作成すべきものです。歯科医師が記入して、たとえば、何か健康診断にかかわるトラブルが発生したようなとき、「様式第・・号は、歯科医師が勝手に書いたもの」ということになれば、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

**Q. 労働衛生コンサルタントに興味があります。どんなことをする仕事なんですか。その具合では、私も受験してみたいのですが。**

A. 安衛法では「労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする」（安衛法第81条）とあります。これが労働衛生コンサルタントの法的な仕事です。

医師の場合は、産業医のようなしっかりとした法制度があることから、関連で上記のようなコンサルタント業もあり得ますが、歯科医師の場合は、そのような裏付けがないことから、条文どおりの業をしているコンサルタントはほぼいないのが現状です。

さらに、医科、歯科共通で言えることですが、開業医師がコンサルタント資格をとったとしても、労働衛生を広く、あるいは深く心得ている人は少なく、ただちにコンサルタントを業とするには能力的に十分ではないことが一般的です。つまり、多くの場合、コンサルタント資格取得後に自ら努力して実力を高めて行くことになります。

他方、社会的には、この資格は歯科、医科、その他に共通の専門資格として比較的高く評価されています。そこで、地域における労働衛生の専門家として、地域歯科医師会等の産業保健委員、作業主任者等労働衛生関係、国家資格研修の講師、能力向上教育講師、産業保健総合支援センターの相談員などとして活躍しているコンサルタントが多くいます。この場合も、もちろん能力向上の努力なしでは業務を行うことは出来ません。このように、本来のコンサルタント業はともあれ、歯科以外の領域で、活躍できる資格としての意義は大きいと言えそうです。

奈良県では、コンサルタント試験受験希望者のため、職場巡視体験事業を行っています。職場巡視は、歯科医師には体験のないわかりにくい部分ですので、コンサルタント試験に役立ちます。



## 奈良県の労働局、労働基準監督署

厚生労働省の地方支分部局として、各都道府県に労働局（47）、労働基準監督署（321）があります。奈良県の労働局、労働基準監督署は以下のようです

イラスト、あるいは 奈良の風景??